

令和8年8月1日発行

手取川

七ヶ用水

No.101

土地改良区 広報



白山頭首工と頭首工を望む視点場

目 次

理事長あいさつ	②
令和7年度通常総代会開催	③
令和8年度予算、賦課金	④
令和8年度決済金、令和6年度財務状況	⑤
事業施工状況	⑥⑦
県営事業着手、取水計画	⑧
役員選挙、大日ダム土地改良区連合、分区長の任命 ..	⑨
台湾との交流、水戸明神祭、職員人事	⑩
ヒストリーツアー、土地改良区への届出	⑪
秋の停水、お知らせ	⑫



みどり
水土里ネット

水が支える豊かな社会

みどり しちか
水土里ネット七ヶ用水

理事長あいさつ

通常総代会より

手取川七ヶ用水土地改良区

理 事 長 本屋 彌壽夫



本日ここに令和7年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。今後とも、当土地改良区の業務運営並びに事業推進に一方ならぬご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今年のかんがい用水につきましては皆様もご承知の通り、この冬金沢では1997年以降1番となる記録的な大雪でございましたが、手取川ダムや大日川ダムを有する白山麓では平年を下回る積雪量であり、今後のかんがい期にむけて、さらなる白山の恵みを望むところでございます。また、大日川ダム取水設備改修工事を行う国営施設応急対策事業「手取川地区」の進捗状況につきましては、順調に進んでおりますことをご報告いたします。

さて、私どもが管理しております七ヶ用水は、食料の安定的な供給を支える重要な施設であるばかりでなく、洪水防止・水質浄化・防火用水などの多面的な機能を併せもっております。しかしながら経年劣化により、それらの機能が低下している箇所も見受けられます。一方、昨今の物価上昇による維持管理費や工事費等の高騰で土地改良区運営におきましても、大変大きな影響を受けております。このような状況を踏まえ、七ヶ用水発電事業としてFITの再認定に向けての取り組みを行いつつ、県営事業の計画的な遂行を考慮いたしますと、長年据え置いてまいりました賦課金単価に関しまして、いよいよ単価の改定が必要な時期が来たのではないかと、現在協議に入らせていただきました。

七ヶ用水の賦課金単価は、平成12年から26年間もの間2,970円を維持してまいりましたが、単価の全国平均は5,500円であり、高い所では2万円を超える改良区もございます。実の所、この26年間のうちに七ヶ用水の賦課対象面積は737ha減少し、賦課金収入で申しますと2,200万円もの減額となりました。そして令和8年度の改修事業負担金1億3,500万円を10aあたりに換算いたしますと3,042円となり、既に皆様方からいただいている賦課金単価を上回っております。このような実情ではございますが、令和8年度も賦課金単価の値上げは行いません。しかしながら、用水を維持管理するためのカメラや水門の修理費、堤塘の管理費等で年間6,300万円がかかり、それを10aあたりに換算いたしますと1,420円、そして事務所経費や人件費を10aあたりに換算しますと2,305円になるということを、参考までにお伝えしておきます。私ども土地改良区は株式会社と違い、利益を出す必要がございません。皆様方に代わりまして七ヶ用水を管理し、水をお届けすることが私どもの仕事でございます。どうか我々の今の実情をご高察いただき、果たして2,970円という金額が適正なのかどうか、ご一考のほどよろしくお願い申し上げます。この結果につきましては来年の3月の総代会でぜひとも皆様にお諮りしたいと思う次第でございます。

最後になりますが、今後とも役職員が一丸となって健全な土地改良区の運営と安定したかんがい用水の供給、施設の維持管理、そして円滑な各種事業の推進に取り組んで参りますので、組合員の皆様、総代各位には、一層の暖かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本土地改良区の益々の発展と皆様方のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、通常総代会の開会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年度 通常総代会開催

令和8年3月25日、グランドホテル白山において令和7年度通常総代会を開催しました。

総代91名（現員数112名）の出席のもと、議長に馬場春雄総代（第4分区）を選出し、提出議案15件を慎重審議した結果、原案どおり可決承認されました。



提案理由抜粋

- 定款等の一部改正は、土地改良法改正と役員定数の変更、区域の町名の加除、県営土地改良事業の完了と施行によるものです。
- 大日ダム土地改良区連合議員の選出は、任期満了に伴うものです。
- 令和7年度の主な補正としては、一般会計は、業務委託費・修繕費などが増額となり、県営事業分担金支出等の減額であります。発電事業会計では、売電収入・特定資産取崩収入、支出では修繕費・業務委託費・消費税の減額です。
- 令和8年度賦課金は、農業情勢を十分に理解し前年度同額とします。
- 農地転用決済金は県営事業の進捗により減額となり、排水放流負担金は社会情勢を鑑み前年度据置とします。
- 令和8年度予算は役員退職手当支給時期を任期毎に改め計上、県営事業分担金支出においては大幅な増額となりました。一方減額では業務委託費や調査費支出などで、総額では前年度予算に対し、約7,500万円増額の3億5,300万円です。また、発電事業特別会計では農村地域防災減災調査設計事業により、発電所更新計画の策定を行うものであります。
- 昨今の農業情勢をふまえ、その他の経費についても節減を図り、慎重に協議を重ねた結果、本予算案を提出します。

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第1号 | —— 定款等の一部改正について |
| 議案第2号 | —— 職員退職手当支給に関する規程の一部改正について |
| 議案第3号 | —— 大日ダム土地改良区連合議員の選出について |
| 議案第4号 | —— 令和7年度一般会計収支予算の補正について |
| 議案第5号 | —— 令和7年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算の補正について |
| 議案第6号 | —— 令和8年度賦課金の額及び徴収について |
| 議案第7号 | —— 令和8年度農地転用決済金の額について |
| 議案第8号 | —— 令和8年度排水放流改良工事負担金の額について |
| 議案第9号 | —— 令和8年度役員報酬について |
| 議案第10号 | —— 令和8年度一時借入をするについて |
| 議案第11号 | —— 令和8年度積立金等の預入先及び運用方法について |
| 議案第12号 | —— 令和8年度一般会計収支予算について |
| 議案第13号 | —— 令和8年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算について |
| 議案第14号 | —— 県営基幹水利施設予防保全対策事業の施行について |
| 議案第15号 | —— 県営土地改良施設豪雨対策事業の施行について |

賦課基準改定の検討について

昭和から平成に入り、都市化の影響による洪水被害解消を主な目的とし排水路の全線改修事業を始め、施設の維持管理に努めておりますが、昨今の資材費、人件費、電気料金等の値上げに伴い維持費はもとより工事費も高騰し、当改良区も多大な影響を受けております。

当改良区としては、近年創設された地元（組合員）負担金の無い事業制度を活用して水路改修を行うか、国、県、市町のご理解ご協力により地元負担を軽減していただきながら、これまでなんとか賦課金の据え置きに努めてまいりました。しかしながら、いよいよ上流域の地元負担が避けられない工事区間にさしかかり、令和8年度においては1億3,500万円の負担が見込まれております。令和8年度は積立資産を取り崩す事で対応いたしますが、今後数年間、令和8年度並みの地元負担金が続くことが予測されており、このままでは水路改修事業負担に充てられる積立資産の不足が見込まれるため、やむなく賦課基準改定の検討に至りました。

農業資材、燃料、肥料の高騰で、農家を取り巻く環境は厳しい状況の中、大変心苦しい限りですが地域農業を護るための必要な措置としてご理解いただき、令和9年3月の通常総代会に提案できますよう引き続き慎重に議論を重ねてまいります。

令和8年度予算

(令和8年3月25日開催 通常総代会議決)

一般会計

収入の部

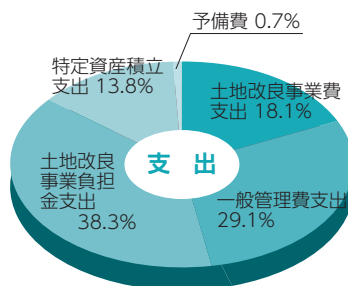
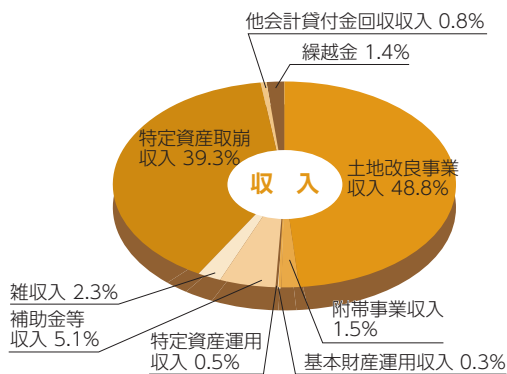
(単位：円)

科 目 (款)	予 算 額	前年度比
土地改良事業収入	172,516,400	△868,908
附 帯 事 業 収 入	5,507,390	△300,000
基本財産運用収入	1,001,000	540,144
特定資産運用収入	1,665,500	843,727
補 助 金 等 収 入	18,000,200	△17,839,800
交 付 金 収 入	100	
寄 付 金 収 入	100	
業務受託料収入	100	
雑 収 入	8,344,500	250,000
借 入 金 収 入	100	
基本財産取崩収入	100	
特定資産取崩収入	138,837,151	105,255,944
固定資産売却収入	500	
他会計貸付金回収収入	2,750,000	
他会計繰入金	100	
繰 越 金	5,000,000	△12,107,732
収 入 合 計	353,623,241	75,773,375

支出の部

(単位：円)

科 目 (款)	予 算 額	前年度比
土地改良事業費支出	63,933,566	△20,184,918
一般管理費支出	102,990,612	9,008,994
土地改良事業負担金支出	135,531,700	90,040,830
借入金返済支出	100	
支 払 利 息	20,100	
固定資産取得支出	700	
出資金取得支出	100	
基本財産積立支出	100	△266,635
特定資産積立支出	48,726,808	△1,889,600
雑 支 出	100	
繰 越 金	100	
予 備 費	2,419,255	△935,296
支 出 合 計	353,623,241	75,773,375



七ヶ用水発電事業特別会計

収入

106,142,241円

支出

106,142,241円

令和8年度

賦課金額及び徴収期日

賦 課 金	年額 2,970円／10a当
賦 課 期 日	令和8年4月1日現在
徴 収 期 限	令和8年9月25日
算 出 基 準	1円未満の端数切捨て

賦課金の口座振替による納入については、通帳記帳をもって領収書にかえさせていただきます。

領収書が必要な方は、お手数をおかけしますが、当改良区迄ご連絡をお願いいたします。

令和8年度農地転用決済金

10a 当

158,964円

■内 訳

区 分	10a 当
一般経費に対する決済金	102,675円
県営かんがい排水事業等未施工事業費に対する決済金	41,682円
土地改良施設減価償却に対する決済金	14,607円

■農地転用決済金規程第8条による決済金額

10a 当	107,626円
-------	----------

買収単価3.3㎡当、3,300円未満の該当地は、維持管理費に対する決済金を半額とする。

農地転用決済金とは、土地改良区域内の田を宅地・商工業用地・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、土地改良法第43条「権利義務の承継及び決済」に規定する手続を必要とするもので、土地改良事業に要する残存農地の過重負担額を転用時に一時金として決済するものです。

令和8年度排水放流改良工事負担金

10a 当

154,468円

排水放流改良工事負担金とは、転用後の敷地から雨水等が七ヶ用水管理水路に流れ込むことにより排水量が増加することで、下流域での溢水被害を防止することを目的とし、水路の保全及び改良工事費の一部に充てるため、農地転用の目的と場所により負担金を徴収するものです。

令和6年度財務状況の公表

令和7年度臨時総代会(令和7年10月31日)を開催し、議長に三輪一夫総代(第3分区)を選出し可決承認した。

1. 一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科 目 (款)	決算額	構成比 (%)	科 目 (款)	決算額	構成比 (%)
土地改良事業収入	164,507,919	61.9	土地改良事業費支出	63,361,887	23.9
附 帯 事 業 収 入	4,600,692	1.7	一般管理費支出	88,629,220	33.4
基本財産運用収入	176,149	0.1	土地改良事業負担金支出	39,945,760	15.0
特定資産運用収入	228,047	0.1	借入金返済支出	0	0.0
補 助 金 等 収 入	22,620,000	8.5	支 払 利 息	0	0.0
交 付 金 収 入	0	0.0	固定資産取得支出	0	0.0
寄 付 金 収 入	0	0.0	出資金取得支出	0	0.0
業務受託料収入	0	0.0	基本財産積立支出	15,381,053	5.8
雑 収 入	8,693,308	3.3	特定資産積立支出	41,301,204	15.5
借 入 金 収 入	0	0.0	雑 支 出	6,272	0.0
基本財産取崩収入	0	0.0	繰 越 金	17,107,732	6.4
特定資産取崩収入	22,284,507	8.4	予 備 費	0	0.0
固定資産売却収入	0	0.0	支 出 合 計	265,733,128	100.0
他会計貸付金回収収入	2,750,000	1.0			
他 会 計 繰 入 金	24,089,784	9.1			
繰 越 金	15,782,722	5.9			
収 入 合 計	265,733,128	100.0			

2. 特別会計決算

(単位：円)

会 計	決算額
七ヶ用水発電事業	136,608,130

3. 財産目録

(単位：円)

資 産 の 部	
流 動 資 産	114,654,076
固 定 資 産	
基 本 財 産	399,733,265
特 定 資 産	7,883,017,211
そ の 他 固 定 資 産	32,153,307
固 定 資 産 合 計	8,314,903,783
繰 延 資 産	0
合 計	8,429,557,859

負 債 の 部	
流 動 負 債	66,637,816
固 定 負 債	287,628,766
合 計	354,266,582
正味財産の部	
指 定 正 味 財 産	6,037,424,604
一 般 正 味 財 産	2,037,866,673
合 計	8,075,291,277
負債及び正味財産合計	8,429,557,859

4. 賦課面積及び組合員数

賦 課 面 積	4,438ha
組 合 員 数	5,335人

事業施工状況

■かんがい排水事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和7年度施工		令和8年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
北星 H23～R12	4-3号支線 4-6号支線	6,950m	3,812,200	443.0m	184,842	水路工 一式	42,620
中島用水 H24～R13	6号支線	8,520m	3,029,900	388.4m	222,013	565.0m	427,851
中村用水第2四期 H30～R9	3-1号支線	4,490m	1,623,900	262.0m	81,787	340.0m	355,990
井口 R元～R7	2-1号支線 2-2号支線	1,570m	638,100	付帯工 一式	6,169	—	—

※ R8年度にR7年度繰越額を含む

北星地区

4-3号支線

中成2丁目地内

着工前



完成



中島用水地区

6号支線

土室地内

着工前



完成



中村用水第2四期地区

3-1号支線

中ノ郷町地内

着工前



完成



■用排水施設整備事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和7年度施工		令和8年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
郷用水第4 H28～R12	2-1号支線	4,750m	2,087,700	181.8m	167,541	242.0m	210,442
松任南部 H28～R7	5-3号支線	5,570m	1,964,800	964.2m	179,322	—	—

※ R8年度にR7年度繰越額を含む

郷用水第4地区

2-1号支線

中林1丁目地内

着工前



完成



松任南部地区

5-3号支線

漆島町地内

着工前



完成



■土地改良施設豪雨対策事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和7年度施工		令和8年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
山島用水 R元～R10	4-5号支線 4-8号支線	5,030m	2,555,700	246.0m	149,768	366.0m	294,112

※ R8年度にR7年度繰越額を含む

山島用水地区

4-5号支線

村井町、宮丸町地内

着工前



完成



■基幹水利施設予防保全対策事業（ストックマネジメント）【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和7年度施工		令和8年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
手取川右岸二期 R元～R7 (継続完了)	富樫用水 林口川	2,745.3m	640,900	568.8m	108,360	付帯工 一式	52,142
大慶寺・山島用水 R6～R15	5号支線 4-1号支線	3,209.0m	667,500	845.9m	86,448	333.0m	103,896

※ R8年度にR7年度繰越額を含む

手取川右岸二期地区

富樫用水

荒屋町、明光2丁目地内

着工前



完成

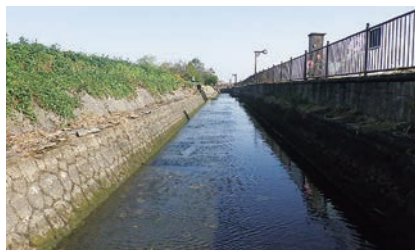


大慶寺・山島用水地区

4-1号支線

向島町、八束穂1丁目地内

着工前



完成



■国営造成施設管理体制整備促進事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和7年度施工		令和8年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
七ヶ用水 H30～R8	全 線	一式	213,792	維持管理 水門1基	23,016	維持管理 安全施設	33,438

防火用水門設置

3-2号支線

倉光9丁目地内

着工前



完成



県営基幹水利施設予防保全対策事業「手取川右岸三期地区」事業着手

本地区は整備完了後50年以上が経過し、老朽化による支障が生じています。今後さらなる劣化による機能低下が懸念されることから、機能診断に基づいた補修等を行い、適切な機能保全を図ります。

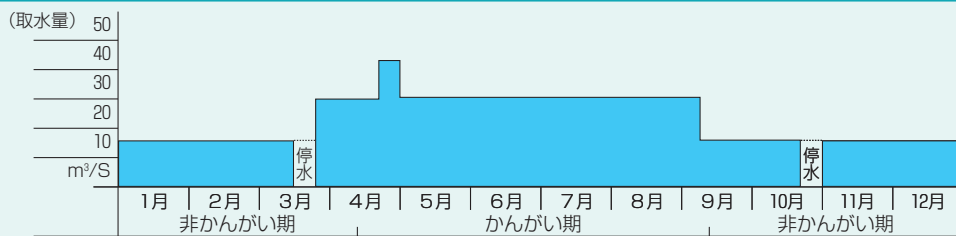
対象水路	地内	施工延長	事業費
富樫用水	野々市市本町4丁目地内	430m	300,000千円

県営土地改良施設豪雨対策事業「郷用水地区」事業着手

本地区は昭和38年から51年にかけて整備された水路であり、施設は全般的に老朽化による機能低下が著しく、排水に支障が生じています。本事業により、地域全体の排水機能を強化し防災・減災対策を講じるとともに、農業用水の安定供給及び地域住民の暮らしの安全確保を図ります。

対象水路	地内	施工延長	事業費
2-1号支線 2-2号支線 2-3号支線 2-4号支線 御坊川（松任土地改良区管理区間）	白山市知気寺町～野々市市上林1丁目 白山市日向町～木津町 白山市安養寺町～野々市市末松1丁目 白山市日向町～木津町 白山市木津町～三浦町	2,490m 2,720m 1,640m 1,550m 2,760m 計11,160m	5,500,000千円

手取川 七ヶ用水 土地改良区 取水計画



● 期別取水量

区分	期間	かんがい期			非かんがい期	
		4月13日から 4月19日まで	4月20日から 5月3日のうち1週間	4月20日から 9月10日まで	9月11日から 3月19日まで	3月20日から 4月12日まで
白山頭首工に係る最大取水量		30.00 m³/S	42.56 m³/S	30.00 m³/S	13.91 m³/S	30.00 m³/S

● 非かんがい期の通水及び管理について

- ① 9月11日より通水量が毎秒13.91 tとなります。かんがい期の約半分位の水量です。
- ② 通水量が少ないのと同時に、水路工事や橋梁工事等で停水及び減水が行われご迷惑をおかけしますが、火の元には十分ご注意ください。
- ③ 降雨時の洪水を防止するため転倒堰は、なるべく倒しておいて下さい。積雪・融雪等冬季期間の用水堰管理についても地元の皆様のご協力をお願いします。尚、除雪等による用水路への大量の雪捨てはご遠慮願います。（下流部で雪がつまり、水が溢れる事があります。）

役員選挙の執行

このたび令和8年10月23日をもって任期満了となる役員選挙が執行されます。

手取川七ヶ用水土地改良区定款に「役員は、総代が総代会において選挙する」と定められており、又、役員選挙規程第2条の規定には「役員のうち組合員である役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、第15条第3項の規定による届出のあった組合員でない理事の候補者のうちから、それぞれ選挙するものとする。」としています。また、今回の改選から女性の員外理事（組合員でない理事）を登用するため理事定数が12名から13名に変更となります。

1. 役員定数

理事 13人（全員）
監事 2人（半数）

2. 選挙区及び選挙すべき役員定数

被選挙区（被選挙区域）	理事数	監事数
第1被選挙区（旧富樫用水関係区域）	2人	1人
第2被選挙区（旧郷用水関係区域）	2人	
第3被選挙区（旧中村用水関係区域）	2人	
第4被選挙区（旧山島用水関係区域）	3人	
第5被選挙区（旧大慶寺用水関係区域）	1人	1人
第6被選挙区（旧中島用水関係区域）	1人	
第7被選挙区（旧新砂川用水関係区域）	1人	
員外（女性）	1人	
計	13人	2人

3. 選挙時期

任期満了の日前、60日から10日までに行わなければならない。

令和8年度臨時総代会開催予定
令和8年10月9日（金）

4. 選挙の通知及び公告

期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ公告する。

5. 候補者の立候補

選挙期日の公告のあった日から、選挙期日の3日前までに書面で届出する。

6. 役員立候補の制限

- 被選挙区に所属する組合員でなければならない。
- 員外理事は、組合員でない者で、組合員5人以上の推薦者と本人の承諾がなければならない。
- 理事、監事の重複立候補はできない。
- 選挙、投票、開票管理者は立候補者になることができない。
- 選挙、投票、開票立会人は立候補者になることができない。

7. 役員任期

令和8年10月24日～令和12年10月23日（4年）

大日ダム土地改良区連合議員の選出

任期満了に伴う手取川七ヶ用水土地改良区が選出する大日ダム土地改良区連合の議員は、定款第25条により、令和7年度通常総代会において次の方々を選出しました。

本屋彌壽夫	宮西 豊	西田 榮次	竹内 茂男	小林 溥志	中川 賢二
長谷川 茂	新宅 和幸	井村 長博	道田 正一	喜多 義則	佐武 憲一
梅田 勝裕	津田 貢	西川 悦生	西川 利明	竹内喜三男	山岸 豊光
山岸 和明	林 勝洋	東 仁司	南 光弘	市田 茂	朝倉 雅三
長井 博	三輪 一夫	喜多 政尚			

分区長の任命

分 区	氏 名		住 所	任命日
第4分区長	林 勝洋	新任	白山市長島町	令和7年11月28日

台湾七星農業発展基金會来訪

八田技師のご縁で令和8年2月3日、農田水利署蔡昇甫署長を団長とした一行22名が友好親善のため当改良区に来訪されました。



台湾省農業部農田水利署嘉南管理處（嘉南農田水利會）との姉妹会締結35周年

八田技師設計監修の烏山頭ダムを管理する台湾の嘉南管理處と平成3年に姉妹会協定を締結し、35年の節目を迎えたことを記念し、令和8年3月9日に当改良区理事により、表敬訪問を行いました。締結当時の水利會會長の李氏をはじめ、歴代會長の徐氏、楊氏ともお会いすることができました。



水利祈願 水戸明神春季祭

5月26日午前11時より、五月晴れの中、恒例による水戸明神春季祭を白山町古宮公園内の水戸明神社殿にて、ご来賓、役員・分区長・総代約100名の参列のもと奉斎いたしました。その後、白山比咩神社本宮に於いて、五穀豊穡祈願及び直会が執り行われました。



実り豊かな秋の収穫を祈願して

おくやみ

理事工務委員長 小林溥志 氏（野々市市上林）が去る令和8年5月20日にご逝去されました。

13年余の永きに亘り、水路の管理や土地改良区運営並びに事業推進にご尽力賜りましたことに深く感謝申し上げます。謹んでご冥福をお祈り致します。

事務局構成

事務局長 中川 晃

総務課	財務課	工務課	白山管理センター
課長 今本 康夫 主事 清水 美木	課長 北野 祐二 財務係長 森田 龍生 会計係長 佐藤さゆり	課長 大多 佑典 主任主事 三島 拓	所長(兼) 中川 晃 嘱託 加藤 照久 嘱託 日村 純子

大日ダム土地改良区連合

事務局長（兼）中川 晃

職員人事

- 退職 令和8年4月30日付
- 採用 令和8年5月1日付

白山管理センター臨時職員 柄田 陽子 ご苦労様でした
白山管理センター臨時職員 日村 純子

世界かんがい施設遺産を学ぶ ヒストリーツアー ～日本最古の合口取水施設を歩こう～

昨年度に引続き、普段は入ることが出来ない隧道内を一般公開し、施設見学会を開催することで七ヶ用水の歴史や理解を一層深めていただくことを目的とし開催いたします。



- **開催日** 令和8年10月17日（土）小雨決行
- **集合場所** 白山管理センター（白山市白山町レ53-4）
- **参加資格** 誰でも参加できます。但し、小学生以下は、保護者同伴での参加となります。
（**長靴の着用**と隧道内で使用する**懐中電灯の持参**をお願いします。）
- **日程(内容)** 9：00開会式～11：00閉会式 2班に分かれヒストリーツアー実施
- **応募方法** 氏名、年齢、連絡先（住所、電話番号）を明記の上、郵送又はFAXして下さい。
ホームページからも申し込みできます。
- **応募期間
及募集数** 10月2日（金）まで
先着50名様 ※定員になり次第締め切らせて頂きます。

応募・問合せは、下記までお願いします

〒924-0871 白山市西新町159-2
手取川七ヶ用水土地改良区（水土里ネット七ヶ用水）
TEL 076-276-1166 FAX 076-276-1167
<http://www.shichika.or.jp>



白山管理センター視察・見学案内

白山市白山町古宮公園内にある白山管理センターは、取水制御と幹線水路の管理業務を行っています。2階の展示室には、七ヶ用水の父「枝権兵衛」の偉業を紹介するコーナーや、七ヶ用水の歴史と役割について解りやすくパネル展示してあります。また、歴史的水利施設で、世界かんがい施設遺産に登録・重要文化財（建造物）に指定された「大水門・給水口」も見学できます。

小学生の課外学習や一般、団体の皆様に利用されていますので、お気軽にお越し下さい。

（団体の場合は事前にご連絡願います）

開館 平日、午前9時～午後5時（土日祝は、団体に限りご相談に応じます）

連絡先 手取川七ヶ用水土地改良区 TEL 076-276-1166、白山管理センター TEL 076-272-1054

知っていますか？

必ず届け出が必要です！

組合員資格変更の届け出

簡単な手続きです。組合員名(封筒の宛名)を確認して下さい。

- 組合員の死亡により、農地を相続した場合
- 住所や組合員名を変更する場合
- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

自己申告
です

お気づきの点がございましたら、
お気軽にお問い合わせを

農地の転用にも転用申請・決済金が必要です

〔土地改良法第43条2項〕

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 公共事業（道路・公園・河川・建物等）用地として転用される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。
- 特に公共道路の転用申請が遅れている所が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようお願いします。

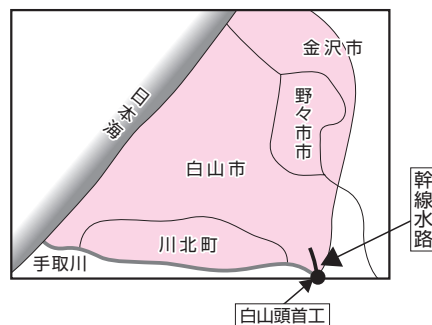
農業用水の停水について

幹線水路の定期点検及び修繕工事のため、下記期間、七ヶ用水の全区間において農業用水が停水になります。停水期間中の火災防止にご協力をよろしくお願いいたします。

**10月16日(金)午前10時から
10月26日(月)午後5時まで**

上記11日間、農業用水が停水します。

【農業用水停水区間】



危

用水転落事故防止！



水量の多い時期ですので、水路の危険な所へ近づかないようにして下さい。
特に、子供やお年寄りを水の事故から守るため、皆さんで充分注意しましょう！

用水路に物やゴミを捨てないで下さい。

水路堤で物を焼却したり
放置したりしないでください。

組合員名を確認しましょう！

広報送付宛名、賦課金告知書等で、現組合員名を必ず確認して下さい。

変更がある場合は、土地改良区運営上、支障がありますので速やかにお申し出下さい。

第6回

水が伝える豊かな農村空間 ～疏水・ため池のある風景～

写真コンテスト 募集のお知らせ

● 募集期間 ● 2026年6月1日～2026年11月30日

応募・問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4F

TEL 03-3234-5480 全国美土里ネット「写真コンテスト係」

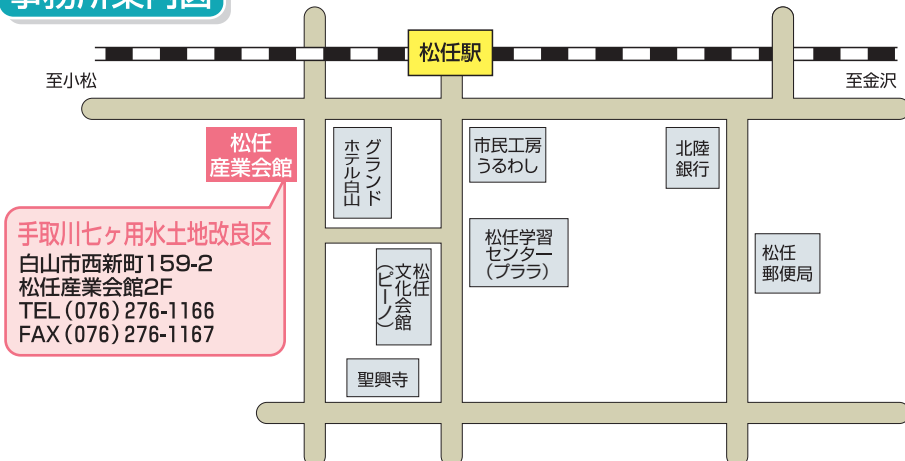
テーマ

疏水やため池は、食料生産や生態系保全など様々な役割を担いながら、日本の原風景ともいえるすばらしい農村空間を創り出しています。

その大切さを、四季折々の風景や生活の様子とともに写真で伝えてください。

＜詳しくはこちら＞

事務所案内図



★ 手取川七ヶ用水土地改良区広報

No.101

発行／令和8年8月1日

発行所／手取川七ヶ用水土地改良区

〒924-0871

白山市西新町159-2

松任産業会館2F

TEL: (076) 276-1166

FAX: (076) 276-1167

ホームページアドレス

//www.shichika.or.jp

印刷／ヨシダ印刷株式会社